

## 募 集 要 項

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴い支援が必要な学生への緊急支援給付金

#### 【支援策の概要】

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会情勢等の変化により、学生の生活費に充てる保護者の収入減、アルバイト等の学生の収入減などにより、住居費の支払い、食料品、日常の生活用品の購入等ができないなど、真に困窮する学生に対し、緊急の支援措置として返済を要しない緊急支援給付金を給付する。

#### 【支援の対象】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い支援が必要な状態となったと認定される学生及び政府の高等教育修学支援新制度あるいは日本学生支援機構が実施している奨学金制度の採択結果が判明するまでのつなぎの資金を必要とする学生

#### 【対象学生】

本学の学部、大学院、養護教諭特別別科、特別支援教育特別専攻科に在学する学生

以下の学生は対象としない

- ・科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生
- ・国費留学生（日韓共同理工系学部留学生を含む。）
- ・政府派遣留学生（国家公派研究生項目による留学生を含む。）
- ・日本学術振興会特別研究員
- ・その他、生活要支援の状態となったと認定できない学生

#### 【支援の内容】

申請の内容に応じて緊急支援給付金を支給する。

給付金の額：月額15万円または10万円を2ヶ月分

#### 【支援学生数】

学部学生、大学院学生を合わせて 100名程度を上限とする。

#### 【証拠書類の保存】

緊急支援奨学金の給付が認められた者は、直近3か月の家庭やアルバイト等の収入が減少したことが分かる書類（収入の明細書や振込みが確認できる通帳）、および、家賃の領収書等を2020年12月まで手元に保存し、本学の求めに応じて写し（無関係な箇所は黒塗り）を提出すること。求めに応じない場合は、緊急支援給付金を返還しなければならない。

#### 【申請方法】

緊急支援奨学金の給付を希望する者は、別に定める申請書および理由書を以下の提出先へ郵送又は電子メールに添付して提出すること。

なお、電子メールで申請（申請先アドレスは以下）する場合は、ファイルをパスワードで保護し、本学が配付した学生用のメールアドレスを用い、パスワードについて

は、別メールにて通知すること。ファイルのパスワード保護ができない場合、問い合わせること。

また、別途この他に支援の必要性を確認するための資料等の提出を求める場合がある。

【申請締め切り】

（第1回）令和2年 5月15日（金）郵送、電子メールとも17時必着

（第2回）令和2年 5月22日（金）郵送、電子メールとも17時必着

【緊急支援給付金奨学生の決定】

緊急支援給付金の奨学生の決定は、申請内容に基づき学長が行う。

【緊急支援給付金の返還】

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、緊急支援給付金を全額返還しなければならない。

- （1）本学の求めに応じ、証拠書類の写しの提出を行わないとき
- （2）虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- （3）その他緊急支援の必要が無いことが後日判明した場合

【提出先及び問い合わせ】

〒860-8555

熊本市中央区黒髪2-40-1

熊本大学学生支援部学生生活課（経済支援担当（給付））

Email: gag-kyufu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

※問い合わせはメールにて受け付け、電話での問い合わせは受け付けません。